

株 主 各 位

大阪府中央区瓦町二丁目3番15号
燦キャピタルマネージメント株式会社
代表取締役社長 前 田 健 司

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、誠にお手数ですが、後記の株主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区瓦町三丁目5番7号 NREG御堂筋ビル地下1階
コンファレンスプラザ大阪御堂筋 「コンファレンスルームL」
（開催場所が昨年と異なりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内図」
をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第24期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第24期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載致しますのでご了承下さい。

事業報告

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、上期は、政府・日銀主導のデフレ脱却を目指した金融・財政政策等の実施により、大企業を中心に企業業績の回復や雇用情勢の改善などに加え、円安等の効果もあり、緩やかながら景気の回復基調が続きました。下期に入り、中国経済の失速や急激な原油安等に見られる世界経済の減速懸念もあり、年明け以降の円高・株安による企業の景況感や消費者マインドの低下から力強さを欠く状況が続く見込みで、日銀によるマイナス金利政策も十分な成果を上げられずにいます。

当社グループの事業領域の柱の一つである金融・不動産市場では、金融市場においては、企業の底堅い収益環境や雇用所得環境の改善傾向も持続しているなか、中国をはじめとする海外経済の根強い減速懸念等から、景気の回復ペースは緩やかなものにとどまっており、日銀の物価目標の実現に向けたマイナス金利の拡大や成長基盤強化支援融資の拡充等の追加金融緩和が期待されております。

国内不動産市場においては、良好な資金調達環境を背景に、依然、大都市圏を中心に買い意欲旺盛な状況が続いておりますが、需要に対する供給不足から、売買取引における高止まりでの停滞感が出てきております。

また、海外においては、米国の利上げに伴う新興国におけるドル建て債務の負担増や資本流出による景気減速懸念、資源価格の下落に伴うブラジル、ロシア等の資源国経済の悪化、欧州においても、英国のEU離脱懸念や南欧諸国を中心に根強く残る過剰債務の調整圧力等、世界経済においての懸念材料が顕在化してくる恐れがあり、特に、近年世界経済を牽引してきた中国経済の失速による影響と中国政府の金融・財政の両面での支援策強化による今後の動向を見極める等、常に世界情勢を注視していく必要があります。

このような市場環境の下、当社グループは、業績回復及び向上のために、上場以来の中核事業である不動産を中心に、投資対象を事業及び事業会社・工業技術等にも分散し、より安定した経営基盤が構築できるように、投資及び投資マネジメントという枠組みのなかで事業のリストラクチャリング（再構築）を進め、事業及び事業会社への投資、当該投資先等との業務提携による販売に係るビジネスマッチング及び流動化スキームを使ったフィナンシャルアドバイザー事業等の取組を行って参りました。

特に、一昨年から株式会社ナノクスと海外における独占販売権契約を締結し、主に海外へ向けた販売事業の取組を開始し、当社グループの業績回復・向上に向けた起爆剤にすべく努力して参りましたが、残念ながら、海外における当社グループとしての販売体制の構築ができずに、結果として当該事業からの撤退を余儀なくされました。

また、不動産事業においても、不動産売買を成約するに至らず、ファンド組成の取組も実現しなかったことでアレンジメントフィー収入も得ることができませんでした。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は357百万円（前年同期比5.3%減）、営業損失は94百万円（前年同期は136百万円の営業損失）、経常損失は157百万円（前年同期は225百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は193百万円（前年同期は265百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（投資事業）

投資事業につきましては、当社保有の不動産からの賃料収入、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は355百万円（前年同期比3.7%減）、セグメント損失（営業損失）は101百万円（前年同期は141百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

（アセットマネージメント事業）

アセットマネージメント事業につきましては、アセットマネージメント業務報酬、ファンドからの管理フィー等を計上したこと等の結果により、アセットマネージメント事業の売上高は1百万円（前年同期比10.2%減）、セグメント利益（営業利益）は1百万円（前年同期比9.0%減）となりました。

（その他の事業）

その他の事業につきましては、媒介報酬、アドバイザー業務報酬等の結果により、その他の事業の売上高は0百万円（前年同期比86.9%減）、セグメント利益（営業利益）は0百万円（前年同期比64.0%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、5百万円であります。その主要なものは、鳥取カントリー倶楽部株式会社における5連リールモアのファイナンス・リースによる取得等によるものであります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年3月期 第21期	平成26年3月期 第22期	平成27年3月期 第23期	平成28年3月期 (当連結会計年度) 第24期
売上高(千円)	1,126,718	462,075	377,358	357,492
経常損失(△)(千円)	△275,324	△38,918	△225,214	△157,052
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)(千円)	△1,466,449	57,045	△265,525	△193,184
1株当たり当期純利益又は損失(△)(円)	△248.13	7.67	△23.76	△15.40
総資産(千円)	3,197,434	3,322,228	3,249,051	1,135,293
純資産(千円)	533,795	912,342	1,064,151	837,935

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)」としております。
2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は損失(△)は、当該株式分割が第21期の期首に行われたと仮定して算出しております。

5. 対処すべき課題

当連結会計年度における我が国の経済は、政府・日銀主導のデフレ脱却を目指した金融・財政政策等の実施により、大企業を中心に企業業績の回復や雇用情勢の改善などに加え、円安等の効果もあり、緩やかながら景気の回復基調が続きましたが、中国経済の失速や急激な原油安等に見られる世界経済の減速懸念もあり、年明け以降の円高・株安による企業の景況感や消費者マインドの低下から力強さを欠く状況が続いており、常に国内外の経済情勢を注視していく必要があります。

このような環境の中、当社グループは、従来より金融情勢及び不動産市況等に左右されない企業体質の構築のために、投資ポートフォリオの分散化を図り、また、金融機関からの支援体制強化等を行って参りました。今後も引き続き財務基盤安定への取り組みを行い、中長期的なスタンスで投資事業・投資マネジメント事業を行うことにより、経営の安定化及び業績の安定化に努めて参る所存でございます。

① 安定収益の確保

当社グループでは、国内外における情勢の変動等、外部環境に激しく影響を受けるというビジネスリスクを軽減するために、投資対象を分散化することを最優先課題として取り組みます。また、安定した収益の確保につながる管理SPCの増加、及びアセットマネジメント業として管理する資産の増加等を目的として、情報網の構築、案件に対する企画力の強化、機動的な社内体制の整備に取り組んで参ります。

② 財務基盤の強化

当社グループが投資事業・投資マネジメント事業を行うためには、金融機関とのリレーションシップが必要不可欠であります。市場環境変化に左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは密接な情報交換を行い、信頼関係の構築に取り組んで参ります。

③ 経営管理体制の強化

当社グループの事業領域である金融・不動産分野では、関連する法令が多様化・高度化しており、各種業務に伴い発生するリスクは大きなものとなっております。また、法令順守に対する企業の社会的責任は重大であり、当社グループでは多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益を上げていくとともに、コンプライアンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築に取り組んで参ります。さらに、経営の透明性を高め、市場から信頼されるよう、引き続き財務報告等の開示体制の強化に努めて参ります。

なお、今後も外部環境に対し柔軟に対応していけるよう、事業計画の更新を積極的に行い、それを実践し、高機能・高専門性を基盤として常に進化し続ける企業集団として企業価値を増大させ、世界的に通用する投資会社を目指して努力し続ける所存でございます。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率・出資比率 (%)	主な事業内容
①鳥取カントリー倶楽部株式会社	150,000千円	100.00	ゴルフ場運営事業
②NQ屋台街有限責任事業組合	有限責任組員 45,000千円	88.89 (44.44)	屋台村の管理・運営
③合同会社NQ屋台村	300千円	100.00	屋台村の管理・運営
④北斗第18号 投資事業有限責任組合	無限責任組員 41,578千円 有限責任組員 498,936千円	100.00	投資事業
⑤北斗第19号 投資事業有限責任組合	無限責任組員 50,000千円 有限責任組員 680,000千円	100.00	投資事業

- (注) 1. 上記④及び⑤に対しては、当社が無限責任組員としてそれぞれ41,578千円、50,000千円出資しております。上記④及び⑤に対しては、当社が業務執行権を有することから、議決権比率がそれぞれ100.00%となっております。
2. 上記①から⑤はすべて当社の連結子会社であります。
3. 議決権比率・出資比率(%)の(内数)は、間接所有であります。
4. 北斗第15号投資事業有限責任組合は、平成27年6月12日をもって清算終了しております。

(2) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
鳥取カントリー倶楽部株式会社	鳥取県鳥取市洞谷856番地1	202,854千円	449,179千円

7. 主要な事業の内容（平成28年3月31日現在）

事業部門	事業内容
投資事業	自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築
アセットマネジメント事業	ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネジメント受託業務
その他の事業	フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務

8. 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本社	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

(2) 重要な子会社

名称	所在地
鳥取カントリー倶楽部株式会社	鳥取県鳥取市洞谷856番地1
NQ屋台街有限責任事業組合	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
合同会社NQ屋台村	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
北斗第18号投資事業有限責任組合	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
北斗第19号投資事業有限責任組合	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

9. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
22名	△7名

(2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	—	45.5歳	2.3年

10. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社鳥取銀行	77,904千円

II. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 12,541,244株 |
| 3. 株主数 | 3,644名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
前田健司	1,714,100	13.66
日本証券金融株式会社	632,300	5.04
楽天証券株式会社	346,300	2.76
マネックス証券株式会社	268,500	2.14
株式会社SBI証券	175,100	1.39
浜田浩一	150,000	1.19
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	129,569	1.03
秋成和子	120,000	0.95
西山晴雄	109,000	0.86
太田運輸興業株式会社	100,000	0.79

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 平成26年11月5日開催取締役会決議による新株予約権

- ① 保有者数
取締役（社外取締役を除く） 2名
- ② 新株予約権の数
取締役（社外取締役を除く） 3,703個
- ③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数
取締役（社外取締役を除く）普通株式 370,300株
- ④ 新株予約権の払込金額
1個につき100円
- ⑤ 新株予約権の行使価額
1個につき9,700円
- ⑥ 新株予約権の行使期間
平成28年7月1日から平成31年11月27日まで
- ⑦ 新株予約権の行使条件

ア 本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成28年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額が250百万円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき財務数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

イ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ウ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

エ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

オ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
前田 健 司	代表取締役社長 営業本部本部長	鳥取カンントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長 兼社長
岡田 和 則	取 締 役 管理本部本部長	
佐野 隆太郎	取 締 役	佐野法律事務所 代表弁護士
岸川 浩 一	常 勤 監 査 役	
三嶋 政 美	監 査 役	公認会計士・税理士 三嶋事務所 代表
竹田 臣 征	監 査 役	竹田公認会計士事務所 代表

(注) 1. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社 における地位	氏名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
取 締 役	児 玉 慎 吾	グローバルウェーブ株式会社 代表取締役	平成27年10月5日

2. 佐野隆太郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役全員は、社外監査役であります。なお、竹田臣征氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。また、岸川浩一氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 監査役三嶋政美氏及び竹田臣征氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

地 位	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	4 名	36,000千円（うち社外取締役 2名 7,200千円）
監 査 役	3 名	8,400千円（うち社外監査役 3名 8,400千円）

- (注) 1. 平成17年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内であります。
2. 平成14年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内であります。
 3. 上記の取締役の支給人員には、平成27年10月5日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先
社外取締役	佐野 隆太郎	佐野法律事務所 代表弁護士
社外監査役	岸川 浩一	
社外監査役	三嶋 政美	公認会計士・税理士 三嶋事務所 代表
社外監査役	竹田 臣征	竹田公認会計士事務所 代表

- (注) 取締役佐野隆太郎氏が兼職する佐野法律事務所と当社間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役三嶋政美氏が兼職する公認会計士・税理士 三嶋事務所と当社間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役竹田臣征氏が兼職する竹田公認会計士事務所と当社間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	児玉 慎吾	平成27年10月5日に退任するまでに開催された取締役会6回のうち3回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	佐野 隆太郎	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	岸川 浩一	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	三嶋 政美	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	竹田 臣征	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清和監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	18,000千円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

当社監査役会が清和監査法人の報酬等について同意した理由は、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人との定期的かつ適宜行う会合による意見交換や、社内関係部署からの聞き取り等を通じて必要な情報を収集したうえで、会計監査人の監査計画における監査内容ならびに従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬額見積りの算出根拠を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程およびコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むと共に、全役職員に周知徹底を行う。
 - ② 取締役会は、職務権限規程および業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
 - ③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言または勧告する。
 - ④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見およびその改善を行う。
 - ⑤ 管理本部をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成および見直し、ならびに全役職員への周知徹底を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程および文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存および管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ② 取締役会は、管理本部より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
 - ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程ならびに稟議規程および稟議事項明細書を制定し、取締役会決議、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
 - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
 - ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程および業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
 - ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ⑥ 管理本部本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。
 - ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ③ 管理本部は、子会社を含む当社グループのリスク管理を管掌し、関係会社管理規程ならびにリスクマネジメント規程等に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に当社への定期的な報告を義務づけ、一層の徹底化をはかる。
 - ④ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。
 - ⑤ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人および内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置するとともに、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、専ら監査役の指示に従う。
 - ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分等に対して、事前に監査役の同意を得なければならない。

- (8) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門ならびに監査役に報告するものとする。内部監査部門は自己が受けた報告および調査の結果について、代表取締役社長および監査役に報告を行う。また、当社は、通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。
- (9) その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および重要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める等、監査役への会社情報に対するアクセス権を保証する。
 - ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
 - ③ 当社は、監査役への職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務に関し、監査役から請求があった場合には、当該監査役への職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ④ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保証する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
 - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役職員に周知徹底を図る。
 - ② 管理本部は、反社会的勢力対応規程および反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底するとともに、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

常勤の取締役及び監査役、並びに使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎月1回コンプライアンス研修を実施しております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、複数の窓口（ホットライン）を設置し運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総合的・網羅的に管理し、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

(4) 監査役の監査体制

「監査役会規程」に基づき、定時監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議を行い、必要に応じて決議を行っております。

監査役は、会計監査人や内部監査部門等と連携を図り、監査の実効性を確保するとともに、取締役会への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を随時行い、健全な経営体制の確保に向けた活動を行っております。

(5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果について取締役会に報告しております。

(6) 子会社の経営管理

子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、週次で報告を受けております。また、月次の決算内容について予実分析を当社の管理部門で行い、当社の取締役会にて報告しております。

子会社の重要な稟議事項については、子会社から当社に対して、事前に承認申請が行われる仕組みを構築し、適切に運用しております。

また、取締役を派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	154,605	流 動 負 債	204,456
現金及び預金	77,429	買掛金	1,936
売掛金	13,912	短期借入金	23,315
有価証券	45,000	1年内返済予定の長期借入金	16,584
商品	3,372	リース債務	8,065
貯蔵品	771	未払金	19,205
短期貸付金	53,700	未払法人税等	6,056
その他の	21,112	未払消費税等	102,445
貸倒引当金	△60,693	その他	26,847
固 定 資 産	980,688	固 定 負 債	92,901
有 形 固 定 資 産	285,477	長期借入金	83,717
建物及び構築物	120,551	リース債務	9,184
機械装置及び運搬具	297		
工具、器具及び備品	1,586		
コース勘定	99,630		
土地	47,405		
リース資産	16,006		
無 形 固 定 資 産	188	負 債 合 計	297,358
その他	188	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	695,022	株 主 資 本	227,996
投資有価証券	677,339	資本金	1,231,992
出資金	6,456	資本剰余金	1,096,979
長期貸付金	1,847	利益剰余金	△2,100,975
その他の	34,409	新株予約権	569
貸倒引当金	△25,031	非支配株主持分	609,369
資 産 合 計	1,135,293	純 資 産 合 計	837,935
		負 債 純 資 産 合 計	1,135,293

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		357,492
高価 上原		79,470
売上総利益		278,021
販売費及び一般管理費		372,323
営業損失		94,301
営業外収益		
受取利息	2,116	
その他	3,419	5,535
営業外費用		
支払利息	36,116	
手数料	1,416	
貸倒引当金の繰入	25,556	
その他	5,197	68,286
経常損失		157,052
特別利益		
関係会社清算益	328	
固定資産売却益	98,572	98,901
特別損失		
出資金評価損	920	
関係会社有価証券評価損	4,999	
減損損失	110,561	
出資金清算損	204	116,686
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失		174,837
匿名組合損益分配額		△546
税金等調整前当期純損失		174,290
法人税、住民税及び事業税		6,208
当期純損失		180,499
非支配株主に帰属する当期純利益		12,684
親会社株主に帰属する当期純損失		193,184

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成27年4月1日残高	1,231,992	1,096,979	△1,907,704	421,267
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△193,184	△193,184
連結範囲の変動			△86	△86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△193,271	△193,271
平成28年3月31日残高	1,231,992	1,096,979	△2,100,975	227,996

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
平成27年4月1日残高	569	642,314	1,064,151
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△193,184
連結範囲の変動		△45,629	△45,716
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)		12,684	12,684
連結会計年度中の変動額合計	－	△32,944	△226,215
平成28年3月31日残高	569	609,369	837,935

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	135,255	流 動 負 債	146,622
現金及び預金	49,690	短期借入金	16,900
売掛金	4,652	未払金	12,960
有価証券	45,000	未払費用	2,811
前払費用	2,766	未払法人税等	4,546
短期貸付金	97,344	預り金	1,560
その他	13,597	その他	107,843
貸倒引当金	△77,796		
固 定 資 産	313,924	固 定 負 債	4,372
有 形 固 定 資 産	375	長期借入金	2,750
工具、器具及び備品	375	繰延税金負債	1,622
無 形 固 定 資 産	188		
その他	188	負 債 合 計	150,995
投 資 そ の 他 の 資 産	313,361	純 資 産 の 部	
投資有価証券	537	株 主 資 本	297,615
関係会社株式	202,854	資本金	1,231,992
その他の関係会社有価証券	98,734	資本剰余金	1,096,979
出資金	3,456	資本準備金	1,096,979
関係会社出資金	3,000	利 益 剰 余 金	△2,031,356
長期貸付金	1,917	利益準備金	15,930
長期前払費用	53	その他利益剰余金	△2,047,286
破産更生債権等	22,998	繰越利益剰余金	△2,047,286
その他	4,909	新 株 予 約 権	569
貸倒引当金	△25,101	純 資 産 合 計	298,184
資 産 合 計	449,179	負 債 純 資 産 合 計	449,179

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上		120,801
売 上 原 価		54,255
売 上 総 利 益		66,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		186,862
営 業 損 失		120,316
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,031	
業 務 受 託 料	1,200	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	984	
そ の 他	729	5,945
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,278	
支 払 手 数 料	1,416	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33,199	
貸 倒 損 失	3	
そ の 他	5,115	73,012
経 常 損 失		187,383
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	735	
固 定 資 産 売 却 益	98,572	99,307
特 別 損 失		
出 資 金 評 価 損	920	
関 係 会 社 有 価 証 券 評 価 損	4,999	
減 損 損 失	110,561	
匿 名 組 合 投 資 損 失	567	
出 資 金 清 算 損 失	204	117,254
税 引 前 当 期 純 損 失		205,329
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,490	
法 人 税 等 調 整 額	402	1,892
当 期 純 損 失		207,222

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
				繰越利益 剰余金		
平成27年4月1日残高	1,231,992	1,096,979	1,096,979	15,930	△1,840,064	△1,824,134
事業年度中の変動額						
当期純損失(△)					△207,222	△207,222
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△207,222	△207,222
平成28年3月31日残高	1,231,992	1,096,979	1,096,979	15,930	△2,047,286	△2,031,356

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
平成27年4月1日残高	504,837	569	505,406
事業年度中の変動額			
当期純損失(△)	△207,222		△207,222
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			－
事業年度中の変動額合計	△207,222	－	△207,222
平成28年3月31日残高	297,615	569	298,184

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 笥 悦 生 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 坂 井 浩 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々連結会計年度において、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を計上し黒字転換しているが、経常損失を計上していた。前連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していた。当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 筧 悦 生 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 坂 井 浩 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々事業年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、経常損失を計上していた。前事業年度においては、営業損失、経常損失、当期純損失を計上していた。当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月10日

燦キャピタルマネージメント株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）岸 川 浩 一 ㊟

社外監査役 三 嶋 政 美 ㊟

社外監査役 竹 田 臣 征 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を30,000,000株から50,000,000株に変更を行うものであります。

また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）第1項の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とする。
（取締役の任期） 第20条 会社の取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。	（取締役の任期） 第20条 会社の取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役前田健司氏、岡田和則氏及び佐野隆太郎氏の全取締役が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	ま え だ け ん じ 前 田 健 司 (昭和39年6月21日生)	平成元年 4月 オリックス株式会社 入社 平成 9年 5月 ワイトレーディング株式会社 (現 当社) 代 表取締役社長 (現任) 平成15年 4月 Sun Foresight RE. Ltd. 有限会社 取締役 平成15年12月 SUN ReXIS Inc. 有限会社 取締役 平成19年11月 株式会社グランドホテル松任 (現 株式会社グ ランドホテル白山) 代表取締役社長 平成21年 6月 大阪投資マネージメント株式会社 代表取締 役社長 平成24年 1月 燦HE株式会社 (現 燦フーズ株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成24年 3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役 社長 平成25年 2月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役 会長 平成26年 6月 当社 営業本部 本部長 (現任) 平成28年 3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役 会長兼社長 (現任) (現在に至る)	1, 714, 100株
2	※ ま つ も と い ち ろ う 松 本 一 郎 (昭和38年9月4日生)	昭和62年 4月 日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会 社) 入社 平成 5年 8月 有限会社エム・ケー・シー 代表取締役 平成11年 2月 株式会社勉強屋 代表取締役 平成17年 8月 株式会社石原商事 取締役 平成19年10月 燦キャピタルマネージメント株式会社入社 社長室副室長 平成20年 4月 当社 社長室室長 平成22年 4月 当社 企画チーム企画担当部長 平成23年 4月 当社 投資事業本部事業企画部部長 平成24年 6月 当社 取締役NQ Style事業本部本部長 平成24年12月 当社 取締役 退任 平成26年11月 当社 入社 平成27年10月 当社 営業本部ビジネスサポート部長 平成28年 5月 当社 管理本部IR担当部長 (現任) (現在に至る)	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	※ さいとうけんじ 齋藤 顕次 (昭和38年12月16日生)	昭和62年 4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成12年 1月 山田建設株式会社 入社 平成17年10月 株式会社アースリー 専務取締役 平成20年10月 株式会社サンライフ八生 代表取締役 平成27年 5月 石山GATEWAY HOLDINGS株式会社 執行役員 平成27年 8月 MARVEL GREEN POWER ENERGY Director (現任) (現在に至る)	-株
4	※ おしけんたろう 鷺謙太郎 (昭和43年3月10日生)	平成 3年 4月 株式会社丸井 入社 平成10年 9月 向後税理士事務所 入所 平成14年11月 アセット・マネジャーズ株式会社 (現 いちご グループホールディングス) 入社 平成18年 6月 アセット・インベスターズ株式会社 (現 マー チャント・バンカーズ) 入社 管理グループ 長兼財務経理部長 平成21年 3月 株式会社アイシーエル (現 株式会社サザビー リーグ) 入社 管理部長 平成25年11月 北日本地産株式会社 入社 執行役員東京支店 長 平成27年 5月 石山GATEWAY HOLDINGS株式会社入社 社長室長 平成27年 9月 株式会社エネルギーサービスコンサルティン グ 代表取締役 (現任) (現在に至る)	-株
5	さのりゅうたろう 佐野隆太郎 (昭和52年9月11日生)	平成16年10月 弁護士登録 平成23年 2月 佐野法律事務所 開設 代表弁護士就任 (現任) 平成26年12月 当社取締役 (現在に至る)	-株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐野隆太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
佐野隆太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 佐野隆太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年6カ月となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役竹田臣征氏が辞任致します。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものです。
なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
もとむらみちのり 本村 道徳 (昭和19年 8月19日生)	昭和38年 3月 警視庁入庁 平成15年 9月 警視庁 退職 組織犯罪対策課第四課警視 平成15年10月 飛鳥建設株式会社 入社 渉外部長 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 本村道徳氏は新任候補者であります。
2. 本村道徳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 本村道徳氏は、社外監査役候補者であります。なお、本村道徳氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者とした理由
本村道徳氏は、長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種危機管理に関する情報収集・分析・対処に関する専門的な見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくために、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 本村道徳氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である清和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。
つきましては、監査役会の決定に基づき、監査法人アリアを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えていると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

名 称	監査法人アリア		
事 務 所	東京都港区浜松町一丁目30番5号		
沿 革	平成18年5月29日 設立		
概 要	構成人員	合計	13名
		社員	5名
		公認会計士	4名
		その他	4名

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
NREG御堂筋ビル地下 1 階
コンファレンスプラザ大阪御堂筋
「コンファレンスルームL」



交通 地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅下車 1番出入口より 徒歩3分
地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅下車 11番出入口より 徒歩6分

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。